

「発電機又は外部バッテリー」について

人工呼吸器又は電気式たん吸引器を常時必要とする医療的ケア児を対象に、日常生活用具給付の対象種目に「発電機又は外部バッテリー」が加わりました。本項目は、災害時、停電が生じた際、自宅等発電ができない場所から電源を確保できる場所（避難所、病院等）までの移動時の使用を想定し、追加したものです。

人工呼吸器をはじめとする医療機器は、コンセントからの直接使用を原則としております。医療機器によっては、直接つなげて使用すると不具合をおこす可能性のあるものもあります。緊急時につなげるにあたり問題がないか、お使いの医療機器取扱業者様に相談をした上で製品をお選びください。一般に市販されている発電機、バッテリーのほとんどが、精密医療機器に使用した場合の動作保証までは行っていません。ご承知の上で、医療機器の外付け専用バッテリーに充電してから使用するなど、それぞれ最善の対策をご準備ください。

基準額 100,000 円 耐用年数 10 年

公費負担額、個人負担額は、日常生活用具給付費の算出方法による

申請に必要なもの

- 1 長野市日常生活用具給付申請書
- 2 日常生活用具給付意見書（発電機又は外部バッテリー）
- 3 見積書（長野市長あて）
- 4 カタログの写し

※ 2 は呼吸器について診ていただいている担当医師に記入をお願いしてください。

※ 3 は長野市長あてのものをご依頼ください。（見積業者名、代表者名、代表者印押印のもの）

※ 緊急時使用を目的としているため、医療機器の専用バッテリー以外でも申請いただけます。事前にご使用の医療機器の取扱業者様に緊急時使用の適正についてご相談ください。

発電機、蓄電池の見積業者さまへ

本事業の「発電機又は外部バッテリー」は、災害等緊急時の電源確保を目的としたものです。お取り扱いの製品により医療機器を正常に起動させることを保証していただくものである必要はありません。発電、又は蓄電することができ、保護者様が容易に使用できるものをご案内いただきますよう、お願いいたします。